



憲法 9 条と日本の軍事政策



小野ユージン

あなたは憲法9条改正に賛成ですか

「あなたは憲法9条改正に賛成ですか？」といった類の言説をマスメディアでよくみかけた。だが、よく考えてみるとこういった問いかけはおかしなものだろう。

日本の軍事政策（防衛・安全保障政策）についてなんらかの見解をもっていて、その人なりの改正案をもっている人は「賛成です。」と答えるだろう。

一方、どのような改正案が提示されてもそれを否定し、現行の条文を守るべきだと考えている人は「反対です。」と答えるだろう。

だが、そうでない多くの人は、具体的な改正案も提示されていないのに、漠然と憲法9条改正に賛成か反対かと問われても、答えようがないのが実情だろう。

改正案の方が現行の条文よりもよいと判断すれば改正に賛成、改正案よりも現行の条文の方がよいと判断すれば改正に反対というのが一般的な対応であろう。

なぜ、こういったおかしなことがおきているかといえば、前述の問いかけが憲法9条の反戦平和の思想に賛成か反対かといった思想上、イデオロギー上の問いかけになってしまっているからだろう。

「改憲派（憲法9条改正派）」であるか「護憲派（9条改正反対派）」であることを表明することが一種の信仰告白、あるいは所属する党派の表明になってしまっているといえる。

日本の軍事政策の基本理念はどうあるべきかといった根本的な問題を曖昧にしたまま、「思想言論空間」において護憲か改憲かといった（ある意味不毛ともいえる）論争が繰り返されてきた状況を反映した問いかけといえるだろう。

信仰としての憲法9条

多くの宗教においては「何々をしてはいけない」「何々をしなければいけない」といった戒律や規律があるだろう。

だが、ある宗教を信仰している人で、戒律や規律を厳格に守っている人は少数だろう。

(人殺しを禁止している宗教の熱心な信者であることを公言しているある国の政治指導者などは、戦争という形で教えを破っていながら、自らの信仰には少しも疑問を抱いていないようにすらみえる。もっとも、内面では信仰と自らの行為との矛盾に悩んでいるのかもしれないが。)

規律をきちんと守れ、守れないのなら信仰を捨てろと言われても、多くの信仰者は規律を厳格に守ることもできない、かといって信仰を放棄することもできない、というのが実情だろう。

憲法9条に信仰心のようなものをもっている戦後の日本人にとっても、憲法9条と自衛隊の問題をめぐってこれと同じような葛藤が生じてきたといえるだろう。

憲法9条を維持するのなら自衛隊を廃棄しろ(規律を厳密に守れ)、自衛隊が必要だと思うのなら憲法9条を改正しろ(信仰を放棄しろ)と言われても、規律を厳密に守ることもできない(自衛隊を不必要と思うこともできない)、かといって信仰を捨てることもできない(憲法9条改正に賛成することもできない)。

信仰における矛盾を戒律、規律の解釈の変更によって解消しようとするのと同様に、憲法9条擁護者は、前述した矛盾を憲法解釈の変更によって解決しようとしたといえる。

だが、憲法9条に信仰心のようなものをもっていない人たちからすれば、憲法を信仰の対象にすることをおかしいと感じるだろう。

一方、9条信仰者からすれば、9条改正論者は不信心者、冒涇者にみえるのだろう(天皇信仰者が、天皇制廃止論者を不信心者、冒涇者とみなすのと似たような構図になっているといえる)

。

少なからぬ日本人が憲法9条に信仰心のようなものをもつようになったのには、歴史的な背景、事情があるのだから、その点を無視して憲法を信仰の対象にすることを批判してもあまり意味はないだろう。

ただ、9条への信仰心は戦争の経験、記憶がもとになっているものだから、戦後五十年以上たつて戦争が過去の出来事となるにしたがつて、信仰心をもつ人が減少していくのは自然なことだろう。

また、国際情勢が緊迫してくれば、危機的状況を軍事力の行使によって解決しようとする考えの人が増えてくるから、9条の理想主義はますますその支持を失っていくだろう。

私自身は、憲法9条の理念そのものは否定すべきものではないのだから、これを放棄せずすむのなら残しておいた方がいいとは思う。

だが憲法9条が非現実的なスローガン、お題目にすぎなければいずれは改正されてしまうだろう

。

憲法9条擁護者がやるべきことは、その条文を改正されないように守ることではなく、9条の理念を現実の政策に活かす道を模索することだろう。

日本の軍事政策の基本理念に関して

憲法9条、自衛隊、日本の軍事政策（防衛政策、安全保障政策）に関する問題をめぐっては、改憲＝9条改正か、護憲＝9条維持かといった二項対立で議論がなされているケースがほとんどだろう。

改憲派は「はじめに改憲ありき」、護憲派は「はじめに護憲ありき」で、お互いが自分たちの主張をぶつけあうだけであって、多くの国民にとって一番よい軍事政策のあり方を議論によって形成しようという意識があまりみられない。

憲法9条改正が現実的な政治課題として浮上してくれば、国政選挙、国民投票によって国民一人一人がこの問題に対して意思を表明することを迫られることになる。にもかかわらず、この問題を考えるための思考枠組は、戦争容認＝9条改正か、戦争反対＝9条改正反対かといった単純なものしか国民に提示されていないようにみえる。

改憲派は、主張する憲法改正案がどのような理念に基づいているのかを明示すべきだし、護憲派はアメリカとの関係をどうするのかを含め、現実的で説得力のある軍事政策案を提示できなければ、徐々にその支持を失っていくだろう。

憲法9条を改正するかしないかを議論する前に、日本の軍事政策の基本理念、基本方針はどうあるべきかについて、国民の合意案を形成する努力が必要ではないだろうか。

日本の軍事政策の基本理念に関しては、大きくは3つ、細かくみると4つの立場、考え方がある。

1つ目は、国益になると判断すれば他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とすべき、とする考え方（これを「武力攻撃容認主義」と名付けておく）。

戦前の日本はこの立場をとっていたし、日本以外の多くの国が今もとっている立場でもある。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止するが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべき、とする考え方（こちらは「海外紛争介入主義」と名付けておく）。

なお、この立場には「他国への不当な武力攻撃の禁止」を憲法に明記すべきという考え方と、憲法にそのような禁止条項は盛り込まず、あくまでも政府の判断で不当な武力攻撃を行わないようにすればいい、という考え方がある。

（ここで「武力攻撃の禁止」ではなく、「不当な武力攻撃の禁止」と、あえて不当なという言葉をつけ加えたのは、日本に対してミサイル攻撃がなされるような際に、これを阻止するために先制攻撃することは、理念的には不当な武力攻撃には該当しないと判断できるからである。もちろん、武力攻撃、先制攻撃を正当なものと不当なものに分ける考え方は、正当な武力攻撃の範囲を拡大解釈することによって、あらゆる武力攻撃が正当化されるという危険性があるけれども。）

なお、海外の紛争に介入する場合、武力行使を伴って介入するのが通常の間ではある。ただし日本の場合、憲法9条の問題、国民の多くが自衛隊の武力行使にアレルギー、嫌悪感をもっているという事情があるため、武力行使を伴わない形で海外の紛争に介入するという3つ目の考え方

が生じてきた（この立場は「非武力行使型海外紛争介入主義」と名付けておく）。

湾岸戦争以降、現在の日本政府がとっている立場は、この3つ目のものといえる。

現在、自衛隊の海外派遣に対する世論は賛成派と反対派がほぼ半分ずつにわかれている（派遣するケースによってどちらかが大きく上回ることはあるが）。

だが、賛成している人の中には、武力行使を伴わない形だから賛成しているという人も相当数いるだろう。

海外の紛争に武力行使を伴う形で介入するという、2つ目の立場を支持している人が現時点での位にいるのかは不明である。

また、海外の紛争に介入する場合、一定の条件を満たした場合のみ介入すべきとする立場と、条件を付けず政府の判断次第で介入してよいとする立場がある。

対米関係重視で、アメリカからの要求にはすべて応じられる態勢を整えておくべきと考えている人たちは、後者の立場をとるだろう。

一方前者の場合は、国連で容認されたものに限って介入すべきという考え方、日本独自の基準を設けるべきなどの考え方がある。

最後に4つ目の考え方であるが、これは専守防衛、一国平和主義的な立場にたつて海外の紛争には介入しないというもの（「専守防衛主義」「一国平和主義」といった呼称をそのまま使うこととする）。

1980年代まで日本の政府がとっていた立場でもある。

なお、少数派の意見ではあるが、「絶対平和主義」的な考えのもと、自衛隊を廃棄し自衛権行使の権利すら放棄すべきと主張する人たちもいる。

ここでは思想のレベルではなく、実現性のある政策のレベルでこの問題を考えているので、「絶対平和主義」的な立場は4つ目の「一国平和主義」の1バリエーションとみなすこととする。

○原理原則主義と曖昧柔軟路線

日本の軍事政策をめぐる最大の問題点は、アメリカの軍事的要求に応えるために済し崩しに自衛隊の行動範囲を広げてきた点にあるだろう。

1990年代になって、軍事政策の基本方針がそれまでの「一国平和主義」から「非武力行使型海外紛争介入主義」へと大きく変更された。

だが、こうした変更も、憲法の問題をうやむやにしたまま、国民の合意を形成する努力もしないままなされたといえる。

「原理原則主義」的な立場にたつならば、国家または政府としての軍事政策の基本方針を明確にし、それを憲法に表記しておく。そして基本方針を変更したい時は憲法改正手続きを行い、改正案が成立した場合のみ新しい方針へと変更すべきだろう。

特に、1980年代まで国民の多くが「一国平和主義」の立場を支持していた点を考慮するならば、憲法に自衛権を行使する軍隊を保有すること、海外の紛争には介入しないことを明記しておくべきだったという考え方もありうるだろう。

そして湾岸戦争時（以後）の自衛隊の海外派兵に関しては、「海外紛争介入主義」に基づいた

憲法改正案が成立したならば合法的に派兵し、否決された時は「一国平和主義」的な立場を維持する、というやり方もあっただろう。

だが、日本の憲法が改正しにくいものであること、「武力攻撃容認主義」から「絶対平和主義」まで幅広い考えがあるため国民の合意案形成が困難であること、改憲派の多くは「武力攻撃容認主義」「海外紛争介入主義」であり、専守防衛主義に基づいた憲法改正案が成立する可能性はなかったこと、政府にとっては憲法や民意よりもアメリカとの関係の方が大事だったこと、以上の点から「原理原則主義」の立場をとることは、現実的には不可能だっただろう。

政府の立場にたつならば、基本方針を曖昧にしたまま、問題がおきた時（具体的にはアメリカから軍事的要求をつきつけられた時）、あらゆる知恵を駆使して問題の解決にあたる「曖昧柔軟路線」をとらざるをえなかったといえる。

だが、9・11同時多発テロ後、アメリカの要求のハードルがあがったことによって、「曖昧柔軟路線」で問題に対応するやり方は限界に達してきたといえるだろう。

自衛隊の海外での武力行使を禁止する現在の状態を維持するのか、それとも武力行使を解禁するのか。

改憲派は、9条を改正して自衛隊の海外での武力行使を合法化したいと考えているのだろうが、憲法改正ができない時はどうするつもりなのだろうか。今まで通り解釈改憲という形で海外での武力行使を正当化しようとするのだろうか。また、解釈改憲で海外での武力行使が正当化できない時はどうするつもりなのだろうか。

一方、自衛隊の海外での武力行使を禁止する方針を貫く場合は、アメリカとの関係をどうするのが重要な問題となるだろう。

○国民の合意案の形成方法

日本の軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成するにはどういった方法があるだろうか。

1つは、この問題に関する国民投票を行うという方法があるだろう。もう1つはこの問題を争点にした国政選挙を行い、国会で基本方針を決定するという方法があるだろう。

また、基本方針と憲法との関係をどうするかといった問題もある。

1つの方法は、憲法をいったん脇においた上で基本方針についての合意案を形成する。その基本方針が現行憲法下では行えないものであるならば、憲法改正の手続きを行う。そして、憲法が改正されなかった時は、あらためて現行憲法下で可能な基本方針の合意案を形成し直す。

もう1つの方法は、基本方針の合意案形成と憲法改正の手続きを同時に行うというもの。現行憲法下では不可能な基本方針案を主張する人は、その基本方針に基づいた憲法改正案を国民に提示する。そして憲法が改正されたなら、その基本方針を政府の方針とする。改正されなかった時は、現行憲法下で可能なものを政府の基本方針とする。

ここで問題となるのは、国民の多数が「非武力行使型海外紛争介入主義」か「一国平和主義」を選択した時の政府の対応だろう。民意を尊重して国民が選んだ方針を遵守するのか。それとも強引な憲法解釈で自衛隊の海外での武力行使を既成事実化しようとするのか。

もし後者の立場をとるのならば、軍事政策の基本方針について国民の合意案を形成すべきとする、ここでの主張自体何の意味もないものになるだろう。それだけではなく、そもそも日本は立憲国家なのか、何のために憲法があるのかといった疑問が生じてくるだろう。

○個人的見解

最後に、この問題に関しての私自身の（現時点での）考えを表明しておく。

将来、戦争そのものを違法行為とする憲法9条の理念に基づいた国際法の制定に尽力する。そして軍隊を、国際法を機能させるための警察組織のようなものに改変する。

このような方針をとるのであれば、「海外紛争介入主義」を1番目の選択とする。そして2番目に「一国平和主義」を、3番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」を選択する。

1番目に「海外紛争介入主義」を選択しておきながら、なぜ2番目に「非武力行使型海外紛争介入主義」ではなく「一国平和主義」を選択するのかと疑問をもつ人もいるかもしれない。

それは、武力行使を禁じた状態で自衛隊を戦地に派兵するという行為は、自衛隊員の命を軽視した行為に他ならないからである。戦前の戦争指導者たちは、国民の命、軍人の命をないがしろにしていたが、現在もその状況はかわっていないといえる。政治指導者が自衛隊員の命を軽んじれば、自衛隊員も人の命を軽んじるようになるだろうから、不当な武力行使を抑制しようという意識も薄れてしまうだろう。

（ただし、浅羽通明の著作『天皇・反戦・日本』によれば、自衛隊がイラクに派兵された際、日本の政府、行政機関は自衛隊員に死者がでないよう用意周到な方策をとっていたそうである。「曖昧柔軟路線」がよい形で発揮されたと肯定的に評価すべきなのだろうか。）

なお、日本の政府および国民が、「武力攻撃容認主義」の立場を再び選択するのであれば、私は日本の将来に対しては何も期待しない。資源小国、エネルギー小国の日本が、軍事力によって国際社会での生き残りをはかろうとしても成功はしないだろう。再び戦争をして第二の敗戦を迎えたとしても自業自得というものであろう。

憲法9条改正をめぐる三つ巴戦

1980年代までは、憲法9条を改正すべきと考えている人たちは少数派にすぎなかった。だが、90年代以降改正派の数は徐々に増えているだろう。

現時点で改正賛成派と反対派どちらが多いのか、正確な数はわからない。

もしかしたら半分半分といったところなのかもしれない。

そして、将来的には改正賛成派が多数派になるかもしれない。

「護憲派」と言われている人たちはそのような状況に危機感をもっているかもしれないが、仮に改正賛成派が多数派となっても9条が改正されるかはわからない。

といっても、それは国会議員の三分の二以上が賛成しなければ改正を発議できないからというわけではない。

9条を改正すべきだと思える人が多数派となったとしても、今度は9条をどのように改正するかめぐって意見の対立がおきる可能性があるからだ。

私のみたところ、9条改正派は3つのタイプに分類できる。

1つ目は、9条を改正して日本が他国を武力攻撃できることを合憲化しようと考えている人たち。この立場を「武力攻撃容認派」と呼んでおく。

2つ目は、日本が他国を不当に武力攻撃することは禁止すべきだが、海外でおきた紛争には介入できるようにすべきと考えている人たち。この立場は「海外紛争介入派」と呼んでおく。

3つ目は、憲法は改正すべきだが、その改正案に自衛隊の役割を専守防衛に限定すると明記すべきと考えている人たち。こちらは「専守防衛改憲派」と呼んでおく。

ただし、自衛隊の役割を専守防衛に限定すべきと考えている人たちは9条改正反対派（いわゆる「護憲派」）が圧倒的に多く、「改憲派」の中で3つ目の立場をとっている人は極少数にすぎないだろう。

三者の「改憲派」が合意できる改正案を作成できなかった場合は、結局改正反対派が多数派となり憲法は改正されないだろう。

もし9条が改正されるとしたら、それは次のような場合だろう（「専守防衛改憲派」は自衛隊の海外での武力行使に反対する立場で、実質的には「護憲派」とかわらないのでこれからは残り二者の「改憲派」に関して述べていくこととする）。

まず、どのようにでも解釈できる曖昧な改正案を作成し、「海外紛争介入派」がこれに同意した場合。

ただし、「海外紛争介入派」が「他国への武力攻撃を容認したと解釈できる改正案」には賛成できないとした場合には、両者の合意案は形成されないだろう。

次に、改正案に「日本の他国への不当な武力攻撃を禁止する条項」をいれるべきとする「海外紛争介入派」の主張を、「武力攻撃容認派」がいったんうけいれた場合。

1度目の憲法改正でまず自衛隊の海外での武力行使を解禁しておき、その後時機をみて2度目の憲法改正を行い、日本が他国を武力攻撃できるようにするという「二段階憲法改正路線」を「武

力攻撃容認派」がとった場合。

ただこの場合も、「武力攻撃容認派」が「他国への武力攻撃を禁止する条項」を改正案に入れることに反対した時には、両者の合意はえられないだろう。

憲法9条が改正されるかどうかは、同床異夢ならぬ異床同夢、異なる考え方をもつ「改憲派」が、9条を改正すること自体を目的として妥協するか、それとも自分たちの主張を反映させた改正案の成立に固執するかによってかわってくるだろう。

日本の軍事政策－２つの理想主義と現実主義

戦後日本の軍事政策に関する考え方には、２つの種類の「理想主義と現実主義」の対立がある。

１つは、憲法９条を擁護しようとする「反戦平和主義」の理想主義と、これを改正して「普通の国」になろうとする現実主義の対立。

もう１つは、戦後の日本がアメリカの従属状態にあるという現実を受け入れて、この状態を継続しようとする現実主義と、従属状態を脱しようとする理想主義の対立。

そして、２つの理想主義と現実主義を組み合わせると、４つのタイプの考え方になる。

１つ目は、憲法９条を改正し、かつ対米従属状態を脱しようとするもの。

従来、国粹派、反米右翼といわれている人たちがこのような主張をしていた。

最近では、憲法９条のみを改正し、その他の民主主義的な憲法の条項は維持しようとするリベラル改憲派といえる人たちの中にもこうした主張をする人がみられる。

日米同盟を見直し日本の軍事力を強化しようとする「自主武装路線」と、日米同盟は維持したまま日本の軍事力を強化しようとする「対等なパートナーシップ路線」がある。

２つ目は、対米従属状態を維持したまま９条を改正しようとするもので、「自衛隊の米軍一体化路線」といえる立場である。

２１世紀に入り、小泉－安倍政権下でこのような方向性が模索されたといえる。

改憲派といわれる人の多くはこの立場であろうし、現実には９条が改正される時は、この方針のもとでなされる可能性が高いだろう。

３つ目は、対米従属状態を維持し、かつ９条も維持しようとするもの。

アメリカの軍事的要求には「解釈改憲」という形で応じる立場で、戦後日本の政府が一貫してとり続けてきた立場でもある。

「日米安保と憲法９条をセットにする」という考え方もこれに属するだろう。

４つ目は、９条を維持したまま対米従属状態を脱しようとするもので、「非武装中立路線」がこの立場の代表的な考え方だろう。

なお、軍隊と交戦権を放棄した状態で、どのようにしてアメリカの従属状態から脱するつもりなのかは不明である。

アメリカとの話し合いによって従属状態を脱せると考えているのかもしれないが、アメリカがこの要求を受け入れなければ実現はできない。超理想主義といえる観念的な考え方ではある。

では、私自身の考え方はどのタイプなのだと疑問に思う人もいるかもしれないが、この問題は単純にどの立場がよいといえるものではない。

理想としては「非武装中立路線」が一番望ましいが、それが実現困難であることは前述した通りである。

現実的に考えれば「解釈改憲」という形でアメリカとの関係を上手くやっていくのが得策だともいえるが、既にアメリカの軍事的要求が「解釈改憲」では対応できないところまできていると

もいえる。

かといって「自衛隊の米軍一体化路線」は、日本を完全にアメリカの属国状態に陥らせる危険性がある。

それでは「対等なパートナーシップ路線」はどうか。

在日米軍は、日本が再び軍国主義化してアメリカに牙をむけないよう蓋として存在しているという説がある。

この説が正しいのならば、「対等なパートナーシップ路線」もまたアメリカがそれを拒否すれば実現は困難である。

また、「自主武装路線」をとった場合、下手をすればアメリカとの戦争に発展し再占領されるという最悪の結果をもたらしかねない。

そうならなくても、アメリカとの経済関係が上手くいかなくなり、国民生活に悪影響を及ぼす可能性は高いだろう。

この問題は、戦後の日本がアメリカの占領状態からはじまったことによって抱え続けることになった難問である。

外国の従属下で「平和と繁栄」を謳歌するのか、それとも「平和と繁栄」よりも従属状態からの脱却をめざすのか。

憲法9条の平和主義が、アメリカの軍事力の傘の下で保たれているという矛盾をどうするのか。

これらの問題は、理想主義か現実主義かといった二者択一で解決できるものではなく、理想と現実のバランスを保ちながら、国民にとって一番望ましい政策を選択しなければならないという高度に政治的な問題であろう。

護憲派とは何かー反戦平和の思想を考える

護憲派とは、憲法前文と9条に表明されている反戦平和主義の思想を肯定的に評価している人たちのことだろう。

が、反戦平和の思想をどのように考えるのかについては必ずしも意見の一致をみていないだろう。

他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦うことすらも否定するのが真の「護憲派（反戦平和主義者）」だということであれば、私は護憲派ではない。（自衛のための戦争すら否定する考えは「絶対平和主義」といわれているのだから。）

だが、不当な戦争、不正な戦争は行わないという考え、あるいは他国から武力攻撃を受けた際に、これに対して戦うような「やむをえぬ戦争」以外は行わないという考えが反戦平和の思想であり、これを支持する人が護憲派だということであれば、私は護憲派であろう。

（ただし、何が「不当な戦争、不正な戦争」なのか、何が「やむをえぬ戦争」なのかについては絶対的な基準というものはなく、人によって判断、解釈がちがうという問題はあるが。）

「絶対平和主義」以外の反戦平和の思想には、「やむをえぬ戦争」以外は禁止すべきという考え方と、「絶対やってはいけない戦争」のみを禁止すべきという2つの考え方がある。

（「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」との間には、そのどちらともいえないグレーゾーン、あるいは中間的な戦争も想定されるが。）

前者の場合、「やむをえぬ戦争」の範囲を際限なく拡大していけば、ほとんどの戦争が正当化されてしまうだろう。

後者の場合も、「絶対やってはいけない戦争」の範囲を狭めていけば大部分の戦争が可能となってしまうし、そもそもこの立場は「絶対やってはいけない戦争」以外は肯定しているのだから、こういった考えを反戦平和の思想とすること自体に無理があるのかもしれない。

反戦平和主義を純粋に思想的に追及していけば、結局は「絶対平和主義」の立場に行き着かざるをえないだろう。

だが、他国から武力攻撃を受けた際に抵抗すらないというのは（非暴力的な抵抗運動をすればいいと主張するのもかもしれないが）、多くの人の生命が失われるのをそのまま見過ごすことにもなる。

人の生命よりも反戦平和の思想、理念の方が大事だという倒錯した状況に陥ってしまうことになる。

この問題は、反戦平和の考えを放棄するのも、思想、理念として純粋に追及するのもなく、「やむをえぬ戦争」、「絶対やってはいけない戦争」がどのようなものかを具体的に明らかにし、不当な戦争、不正な戦争はしないという現実的な態度をとることが、最も賢明な選択であろう。

○「やむをえぬ戦争」と「絶対やってはいけない戦争」

「やむをえぬ戦争」が、他国から武力攻撃を受けた際、これに対して戦う戦争であるという考

えには多くの人が同意するであろう。現実問題としても「個別的自衛権」の行使という形で、この戦争を行うことは憲法上問題ないとされている。

一方、「絶対やってはいけない戦争」が、正当な理由なく他国を武力攻撃することであることにも多くの人が同意するであろう。（正当な理由があれば武力攻撃してもいいのか、正当な理由とはどのようなものかといった疑問はおこると思うが。）

多くの人が同意できる常識的な反戦平和の考え方とは、「他国から武力攻撃された時以外には戦争をしないこと」、「正当な理由なく他国を武力攻撃しないこと」の2つであろう。

だが、現在政治問題として想定されているのは、このどちらでもない戦争に日本がどう対応するのかという問題であろう。

1つは「集団的自衛権」の問題であり、アメリカの行う戦争に「集団的自衛権」を行使して参加するのかという問題。

もう1つは海外でおきた紛争に、「集団的安全保障」に参加するという形で介入するのかという問題。

「やむをえぬ戦争」以外はやってはいけないという立場にたてば、これらの戦争には介入すべきでないということになる。

一方、「絶対やってはいけない戦争」以外はやってもいいという立場にたてば、これらの戦争に参加してもいい（あるいは参加すべき）ということになる。

護憲派といわれている人たちは前者が多く、改憲派といわれている人たちは後者がほとんどだろう。

こういった現実的な問題については、憲法問題を曖昧にしたまま、アメリカに要求されてから泥縄式に対応を決めるやり方の弊害がでてきているといえるだろう。

集団的自衛権の行使に関しては、アメリカが不当な武力攻撃を受けた際にアメリカを支援することは道義的に正当な行為だろう。だが、アメリカが正当性のない軍事行動をとった時に、集団的自衛権を行使するという名目でこれを支援するということが現実にはおこるだろう。集団的自衛権の概念を恣意的に解釈して正当性のない戦争を行う危険が懸念される。

集団的安全保障の問題に関しては、かつてのような海外の紛争には介入しない方針に戻るのか、現在のように武力行使を伴わない形でこれに介入するという方針を続けるのか、それとも武力行使を伴う形で介入する立場に方針転換するのか、基本的な方針を明確にする必要があるだろう。そして海外の紛争に介入するのなら、どのようなケースの時に介入すべきなのか、こちらも基準を明確にする必要があるだろう。

日本の軍事政策－新理想主義的立場からの一私案

戦後の日本では、護憲（憲法9条擁護）か改憲（憲法9条改正）かをめぐって論争が繰り広げられてきたが、すべての国民がどちらかの陣営に属さねばならず、中立的立場、第三の立場に立つことができないのであれば、私は護憲派の側を選ぶ。

だが日本は、憲法9条を改正するかしないか、親米か反米かといった議論をする前に、政府の軍事政策の基本方針を国民の同意を得た形で確立する必要があるだろう。

政府の基本方針は次の4つの立場がある。

- 1・他国を武力攻撃、先制攻撃することも可能とする
- 2・他国を不当に武力攻撃はしないが、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴って介入できることとする
- 3・他国を不当に武力攻撃せず、海外でおきた紛争には（一定の条件の下）武力行使を伴わずに介入することとする
- 4・専守防衛、一国平和主義的な立場をとり、海外の紛争には介入しない

これから述べる説は、従来の護憲派の主張を旧理想主義とみなし、新理想主義的立場から2の方針を正当化させるものである。

旧来の護憲派の主張は、アナーキズムの思想－警察を、富や力をもつ者が他者を支配、抑圧するための装置とみなし、これの廃棄を主張する思想－と近いものがある。

いったん制定された警察組織を廃止することは困難なことであるが、もし廃止できたとしても、その後にくるのは支配や抑圧のないユートピア的な社会ではなく、力のある者が他者を私的に支配する封建的な社会にすぎないであろう。

多くの人々が、自らの身を自分自身の力で守らねばならない「万人の万人に対する闘争状態」に戻るだけであろう。

憲法9条の理念に関しても、日本だけが軍隊や交戦権を放棄しても、それは日本がかつてのように「自衛戦争だ」「解放戦争だ」といった大義名分を掲げて他国を武力攻撃することができなくなるだけである。（ただ私は、日本はこの立場－他国を不当に武力攻撃しない立場－は守り続けるべきだとは思っている。）

かつての大日本帝国のような国が、何らかの大義名分を掲げて他国を不当に武力攻撃する事態がおきれば、それは憲法9条の理念に反したことであり（といっても、日本の同盟国アメリカが既にそのようなことをしているが）、また他国が日本を武力攻撃した場合には、多くの国民の生命が失われることになる。

日本がとるべき道は、憲法9条を放棄して無法状態といえる国際政治の現実世界に復帰することではなく、憲法9条の理念を国際政治の世界に活かす方法を模索することだろう。

そして、その方法の1つは、戦争自体を違法行為とする憲法9条の理念に基づいた「新国際法」を制定し、軍隊を国際法を機能させるための機関へと改変することであろう。

だが、そのような国際法や国際的な治安維持組織は、現時点では実現困難であるし、実現できるとしても何百年も先のことであろう。

だから、とりあえずはそのような目標を実現させるまでの暫定的な措置として、自衛のための組織として自衛隊を位置づける

そして自衛隊の行動規範となるものを、〈国際法の理念〉として制定する（この〈国際法の理念〉は将来制定すべき国際法の雛形とすべきものでもある）。

自衛隊の海外派兵は、〈国際法の理念〉に反した軍事行動が行われた際、その地域の秩序回復、治安維持を目的として行い、その行動範囲も〈国際法の理念〉に則ったものとする。

〈国際法の理念〉に「他国への不当な武力攻撃を禁止する」条項をいれておけば、日本政府がそれを遵守する限り、日本から戦争を仕掛ける行為は防止できるだろう。

アメリカとの関係については、アメリカの軍事行動が〈国際法の理念〉に則っている場合には、これに協力することも可能とする。

（ただし、法的に可能とするだけの話であり、実際に協力するかは政府の判断によって決定すべきである。）

一方、アメリカの軍事行動が〈国際法の理念〉に反している場合には、中立的な立場をとってこれには協力しない。

アメリカに対しては、日本が遵守すべき〈国際法の理念〉を明示しておき、これに反した要求には応じられないことを事前に説明しておくべきだろう。

また、日本の掲げる〈国際法の理念〉に共鳴する国があれば、その国と協力関係を結び、将来の「国際連邦」の礎とすべきだろう。

（ここでは、自衛隊に2つの機能—自衛行為、海外での国際紛争介入行為—があることとしたが、日本の保有する軍事力を、自衛隊と国連軍の一組織の2つに分けるという方法もあるだろう。経済的効率を考えれば前者の方が望ましいし、現時点では国連軍自体が存在していないので国連軍の一組織をあらたに制定する意味がないが。）

ただ、これまで述べてきたことは非現実的であるだけでなく、理論的、思想的にも矛盾や問題点を抱えているだろう。

アメリカや、アメリカが支援する国が〈国際法の理念〉に反した行為をしても黙認するのに、アメリカと敵対関係にある国が〈国際法の理念〉に反したことをした時には軍事介入するというのは、不公平、不公正だろう。

また、将来戦争そのものを違法とする国際法が制定されたとしても、同様の不公平、不平等が生じるだろう。

近代市民社会における法や警察が、マルクス主義者が批判したように、治安や秩序を維持するという名目で富や力をもつ人たちの利益を優先的に守り、社会的、経済的弱者を抑圧する機能を果たしている側面は否定できないだろう。

大国、先進国と中小国、途上国の間に経済をはじめ様々な不公平、不平等がある状況で、「新国際法」「国際的な治安維持組織」が制定されても、それらが大国の利益を擁護し、中小国を抑圧する機能をもたらすことになるだろう（ただし、それらが大国の不当な軍事行動を規制する役

割も果たしはするだろうが)。

また、ここで述べた案が実際に採用されたとしても、今度は<国際法の理念>の内容をめぐる、かつての護憲派と改憲派のような論争が繰り返されるかもしれない。

<国際法の理念>の内容とその解釈次第では、これが不当な戦争や軍事行動を正当化させるためのレトリックとして利用されるだろう。

一方、<国際法の理念>の内容を厳密なものにすれば、日本は海外での紛争には一切介入できなくなるだろう。

だが、1980年代までのように、海外の紛争には介入しないという方針に戻るのではないのなら、どのような状況、条件なら自衛隊を海外に派兵できるのか、あらかじめ明確な基準を定めておくべきだろう。

最後に、私自身は憲法9条の理念を擁護する立場からこうした案を提示したが、この案は護憲派の人たちからは、自衛隊の海外での武力行使を容認するものとして批判されるだろう。

一方、改憲派の人たちは、この案を机上の空論として否定するのでなければ、憲法9条改正を正当化するレトリックとして利用するだけであろう。

そして、憲法9条が改正されれば、結局は日本が他国を武力攻撃することも容認されることになってしまうだろう。

憲法 9 条と日本の軍事政策

<http://p.booklog.jp/book/7876>

著者：小野ユージン

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/onoeugene/profile>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/7876>

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパブー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社ブックログ